

北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 募集要項等に係る新旧対照表

令和4年5月2日

	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧	新	変更理由
1	募集要項	—	—	—	—	用語の定義		No.34 処理困難物：仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に掲載されている処理困難物。 No.35 処理不適物：仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に掲載されている危険物、在宅医療廃棄物、家電リサイクル法対象品	以下の質問回答による用語の追加。 ・要求水準書の質問回答No. 15 ・事業契約書(案)の質問回答No. 11
2	募集要項	7	第2章	1	(1)	応募希望者の構成	エ 応募希望者は、構成企業のうち下記「(2)ア 北部ごみ処理センターの運営を行う者の応募資格要件」の(ア)及び(イ)を満たす者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が後述「6 応募手続等」を行うものとする。	エ 応募希望者は、構成企業のうち下記「(2)ア 北部ごみ処理センターの運営を行う者の応募資格要件」の(ア)を満たす者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が後述「6 応募手続等」を行うものとする。	募集要項の質問回答No. 1による変更。
3	募集要項	7	第2章	1	(2)	応募資格要件	ア 北部ごみ処理センターの運営を行う者の応募資格要件 北部ごみ処理センターの運営を行う者は、単独企業又は構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。なお、これらの要件の中でいう業務実績及び業務経験は、一般廃棄物のごみ処理施設におけるものに限るものとする。	ア 北部ごみ処理センターの運営を行う者の応募資格要件 北部ごみ処理センターの運営を行う者は、単独企業又は構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。ただし、応募希望者が共同企業体の場合、代表企業は少なくとも(ア)の要件を満たすものとする。なお、これらの要件の中でいう業務実績及び業務経験は、一般廃棄物のごみ処理施設におけるものに限るものとする。	募集要項の質問回答No. 1による変更。
4	要求水準書	—	—	—	—	用語の定義		No.34 処理困難物：仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に掲載されている処理困難物。 No.35 処理不適物：仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に掲載されている危険物、在宅医療廃棄物、家電リサイクル法対象品	以下の質問回答による用語の追加。 ・要求水準書の質問回答No. 15 ・事業契約書(案)の質問回答No. 11

	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧	新	変更理由
5	要求水準書	19	第3章	第3節	3.3.3	搬入管理	(2) 運営事業者は、ごみ処理施設に搬入される廃棄物について焼却不適物の混入防止に努めること。 (3) 運営事業者は、搬入ごみに含まれる焼却不適物の検査をプラットフォームで実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、搬入者の了解を得てその中身について確認すること。また、資源化が可能な段ボール箱等については、資源化を行うこと。	(2) 運営事業者は、ごみ処理施設に搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。 (3) 運営事業者は、搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットフォームで実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、搬入者の了解を得てその中身について確認すること。また、資源化が可能な段ボール箱等については、資源化を行うこと。	要求水準書の質問回答No. 11による変更。
6	要求水準書	20	第3章	第3節	3.3.7	各種定期検査・分析	表25 主な検査項目・頻度（ごみ処理施設） 項目：飛灰 測定頻度：1回/年 測定項目：飛灰中の重金属類及びダイオキシン類	表25 主な検査項目・頻度（ごみ処理施設） 項目：飛灰処理物 測定頻度：1回/年 測定項目：飛灰処理物中の重金属類及びダイオキシン類	要求水準書の質問回答No. 19による変更。
7	要求水準書	22	第3章	第4節	3.4.6	搬出物の管理	表27 資源物、残渣搬出量（粗大ごみ処理施設） 破碎処理物 18.18 t /年	表27 資源物、残渣搬出量（粗大ごみ処理施設） 破碎不燃物 18.18 t /年	要求水準書の質問回答No. 22による変更。
8	要求水準書	23	第3章	第5節	3.5.2	埋立条件	表28 各処分場における埋立物 埋立物：破碎不燃物	表28 各処分場における埋立物 埋立物：<u>びん・不燃物、破碎不燃物</u>	要求水準書の質問回答No. 22による変更。
9	要求水準書	29	第4章	第1節	4.1.9	補修の実施	(5) 施設の設計、施工に起因する故障、天災等の不可抗力による損傷等運営事業者の責に帰さないものについては、運営事業者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。	(5) 施設の設計、施工に起因する故障の<u>ように運営事業者の責に帰さないもの、あるいは不可抗力による損傷等のように組合及び運営事業者双方の責によらないものについては</u>、臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。	要求水準書の質問回答No. 24による変更。

	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧	新	変更理由
10	要求水準書	32	第4章	第1節	4. 1. 19	帳票類の管理及び記録の保存	(3)記録の保存 運営事業者は、本施設の運営に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中、保存すること。	(3)記録の保存 運営事業者は、(1)(2)で管理や記録した帳票類及び補修履歴等について、事業期間中、保存すること。	要求水準書の質問回答No. 29による変更。
11	事業契約書（案）	4	第1章	第9条	4	知的財産権	委託者は、次の各号に掲げる場合、受託者の作成した成果物を公開することができる。ただし、前項の規定による場合において、開示される成果物に受託者の営業上の秘密が含まれるときは、委託者は、受託者の事前の書面による承諾を得るものとする。	委託者は、次の各号に掲げる場合、受託者の作成した成果物を公開することができる。ただし、開示される成果物に受託者の営業上の秘密が含まれるときは、委託者は、受託者の事前の書面による承諾を得るものとする。	事業契約書（案）の質問回答No. 7による変更。
12	事業契約書（案）	7	第1章	第20条	一	施設見学者等への対応	本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）からの申込受付、日程調整は委託者が行う。受託者は、専門的な説明等が必要な場合には説明補助を行う等、委託者に協力するものとする。	受託者は、本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）の予約受付及び見学者への説明等を行うこと。ただし、当日受付は行わない。	要求水準書との齟齬による変更。
13	事業契約書（案）	19	第9章	第68条	2	本事業終了時の取扱い	前項の規定による申出に応じて、委託者と受託者は、本施設の運営の継続に係る協議を行うものとし、本事業契約の継続及び受託者以外の第三者への委託するために必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受託者は、委託者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。	前項の規定による申出に応じて、委託者と受託者は、本施設の運営の継続に係る協議を行うものとし、本事業契約の継続及び受託者以外の第三者への委託に必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受託者は、委託者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。	事業契約書（案）の質問回答No. 20による変更。
14	事業契約書（案）	20	第10章	第70条	2	委託者の解除権	(5) 受託者又は受託者の代理人、支配人その他使用人若しくは公募の代理人として使用していた者が、本事業契約の公募に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために組合したと認められるとき。	(5) 受託者又は受託者の代理人、支配人その他使用人若しくは公募の代理人として使用していた者が、本事業契約の公募に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。	事業契約書（案）の質問回答No. 21による変更。
15	事業契約書（案）	30	別紙1	2	(3)	オ 契約の解除等	委託者は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、委託者が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。	委託者は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、委託者が本事業契約の継続を希望しない時には、本事業契約を解除することができる。	事業契約書（案）の質問回答No. 24による変更。

	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧	新	変更理由
16	事業契約書（案）	30	別紙1	2	(4)	運営・維持管理業務委託料の減額等の措置	ウ 受託者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める環境保全基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、放流を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを委託者が認める日まで、年365 日の日割り計算で固定費 i の10%を減額する。	ウ 受託者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める環境保全基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを委託者が認める日まで、年365 日の日割り計算で固定費 i の10%を減額する。	事業契約書（案）の質問回答No. 25による変更。
17	事業契約書（案）	41	別紙7	1	(1)	施設の停止	③受託者が第14条（臨機の措置）により、やむを得ず本施設の停止を行った場合には、当該停止後、②に基づいた手順を踏むこととする。	③受託者が第36条（臨機の措置）により、やむを得ず本施設の停止を行った場合には、当該停止後、②に基づいた手順を踏むこととする。	事業契約書（案）の質問回答No. 27による変更。
18	事業契約書（案）	41	別紙7	1	(5)	対策結果の確認	<u>委託者及び受託者の双方が、公害防止基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者の費用及び責任に基づき、対策結果の確認を行う。</u> （改善措置結果の確認）。	<u>公害防止基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者が実施した対策の結果について、委託者及び受託者の双方が確認を行う。</u> （改善措置結果の確認）。	事業契約書（案）の質問回答No. 28による変更。
19	事業契約書（案）	43	別紙7	2	(5)	対策結果の確認	<u>委託者及び受託者の双方が、環境保全基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者の費用及び責任に基づき、対策結果の確認を行う。</u> （改善措置結果の確認）。	<u>環境保全基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者が実施した対策の結果について、委託者及び受託者の双方が確認を行う。</u> （改善措置結果の確認）。	事業契約書（案）の質問回答No. 28による変更。